令和 年 月 日

宮城県知事 村井　嘉浩　殿

事務所の所在地

宗教法人「　　　　　　　　　　　　　　　」

代表役員（代務者）

登　記　事　項　更　正　届

このたび、登記に錯誤（遺漏）があったため、宗教法人法第６５条の規定により準用する商業登記法第１３２条の規定に基づく更正の登記をしましたので、宗教法人法第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

更正に係る事項

令和 年 月 日

宮城県知事 村井　嘉浩　殿

事務所の所在地

宗教法人「　　　　　　　　　　　　　　　」

代表役員（代務者）

登　記　事　項　抹　消　届

このたび、登記に　　　　　　　　の事由があったため、宗教法人法第６５条の規定により準用する商業登記法第１３４条の規定に基づく抹消の登記をしましたので、宗教法人法第９条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

抹消に係る事項